

公印の押印を省略する取組について

公印押印事務の簡素化、効率化及びデジタル行政の推進等を図るため、市が施行する公文書のうち公印の押印を省略できる文書の見直しを行う。

1 背景

本市では、令和3年度に行政事務に係る申請書等における押印の見直しを実施したが、市が施行する公文書における公印については、従前のままであった。

今般、事務の効率化やデジタル行政の推進が求められている中で、兵庫県、神戸市等の全国の自治体で公印の押印省略の取組が進められており、本市においても押印の省略ができる文書や留意点について整理を行った。

2 公印の押印を省略できる文書の類型

文 書	類 型
・公印の押印がなくても、文書の真正が確認することができる市の機関と相手方の二者間で完結する文書 ・法的効果を有しない文書または市もしくは相手方の権利義務もしくは法的地位に重大な影響を及ぼすとは言いえない文書	・補助金等の交付に関する文書 ・後援・共催の承諾に関する文書 ・公の施設の使用許可に関する文書 ・通知、照会、回答、報告、依頼の文書 ・案内状、礼状、あいさつ状 ・ポスター、刊行物、資料等の送付状など

※下線部の文書類型を公印の押印を省略できる文書に追加する。

3 運用開始日

令和7年4月1日

（令和7年度文書からとし、令和6年度文書は従前の取扱いとする。）

4 その他

（1）公印の効果について

押印は、文書の真正な成立を推定させる効果があるが、押印がないことで無効になることはなく、行政処分の通知であってもそれは変わらない。

よって、法令等に規定のあるもの以外は、公印の押印は市の裁量によるところであるが、上記以外の行政処分等の通知は、相手方や第三者が文書の真正性を信頼できるよう配慮が必要であるため、当面は公印を押印することとする。

（2）市民への周知について

市民に対しては、市ホームページへの掲載や、プレスリリースを行い、公印の有無に関わらず、公文書の効力に変わりがないことを周知する。